

こども園魅力化推進事業情報発信業務委託仕様書

1 業務名

こども園魅力化推進事業情報発信業務

2 業務の目的

本町のこども園において進めている保育環境整備等の先進的な取組について保育研究会（仮称）の開催を中心とする情報発信を行い、町内外の子育て世帯から支持され、選択される魅力あるこども園として認知度の向上を図り、安心して子どもを産み育てられるまちづくりを推進する。

また、併せて保育人材にも訴求させることで、安定的かつ質の高い保育体制の確立を図る。

3 委託金額及び委託期間

（１）委託予定金額 4,400,000円（消費税及び地方消費税を含む）
を上限とする

（２）委託期間 委託契約締結日から令和6年3月31日

4 業務の主な内容

こども園におけるこれまでの環境整備をはじめとする各種取組を発表することを主目的とする保育研究会（仮称）の開催（企画運営）及び情報発信業務

5 業務にあたっての留意事項

- （１）業務着手にあたり、具体的な実施内容・実施計画（スケジュール）・実施体制等について、町と十分な協議の上、実施計画書を提出すること。また、業務の実施状況により、変更がある場合は、町と十分な協議の上、変更実施計画書を提出すること。
- （２）常に、町担当職員及び町が別に委託するこども園魅力化指導アドバイザーとの連携を密にして業務にあたること。
- （３）業務の進捗状況については、町担当職員の指示により適宜報告すること。
- （４）事業実施にあたっては、あらかじめ関係法令等を確認し、それを遵守すること。
- （５）活動中に発生した事故については、速やかに住民課子育て支援グループに報告すること。
- （６）WEBサイト等を利用し情報を発信する場合は、厚真町情報セキュリティポリシーを遵守すること。

6 委託業務の履行場所

厚真町総合福祉センター、厚真町住民課、こども園つみき、宮の森こども園及びその他委託業務の実施に関連する場所

7 成果物

本業務に係る実績報告書（企画提案内容とそれに基づく一切の成果物を含む）を提出すること。また、町から修正等の指示があった場合は、速やかに対応すること。（電子データおよび印刷物1部）

＜提出場所＞ 厚真町住民課子育て支援グループ

8 その他の事項

（1）実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務全体を統率する業務遂行責任者を置き、業務責任者通知書を提出すること。

（2）実施環境

本業務を実施するうえで必要となる機材や実施環境については、本件受託者において準備することとし、その所要経費は契約金額に含まれるものとする。

（3）再委託について

原則として、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、町の承諾を得たときは、この限りではない。

（4）秘密の遵守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（5）仕様変更

受託者は、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ町と協議のうえ、承認を得ること。

（6）記載外事項

本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については、町と受託者とが協議して定めるものとする。

（7）帳簿等の保管

受託者は、委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備するものとし、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する年度の終了後5年間これを保存しておかなければならない。